

第六号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する延べ面積には、法第五十二条第三項及び第六項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二條第一項第四号ただし書（同条第三項において適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。

第四条第三項を削る。

第五条第二項中「あたって」を「当たって」に改め、「及び第三項」を削り、同条第三項第二号中「安全上」を「特定行政庁が安全上」に、「ないもの」を「ない」と認めて許可したものに改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二 法第五十三条第六項第一号に該当する建築物

第十四条第三項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同条第四項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

東京都市計 画南小岩南 部・東松本 付近地区地 区整備計画 区域					
A 住居街区	B 住居街区	C 住居街区	準幹線道 路沿道街 区	A 幹線道 路沿道街 区	B 幹線道 路沿道街 区
(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの	(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの
(二) デートクラブ					
建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路境界線までの距離は〇・五m以上とする。					
(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の	(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の	(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の	(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の	(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の	(一) 前号の規定にかかわらず、第二項の
(二) 前号の規定にかかわらず、第二項の					
(三) 前号の規定にかかわらず、第二項の					
(四) 前号の規定にかかわらず、第二項の					

別表第一に次のように加える。

別表第二地区整備計画区域の名称の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表東京都市計画瑞江駅西部地区地区整備計画区域の項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）を「令」に改め、同表に次のように加える。

東京都市計画南小岩南部・東松本付近地区地区整備計画区域

東京都市計画南小岩南部・東松本付近地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

近隣商業 街区B		近隣商業 街区A	沿道複合 街区	幹線道路 沿道街区 C	
-------------	--	-------------	------------	-------------------	--

(三) マーチャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類するもの

(一) 前号の十六m 規定にかかわらず、 法第三條の第二項の 規定が適用される	(三) 法第五十九條の規定は適用しない。 物の高さを超えない範囲内とする。	(一) 前号の十九m 規定にかかわらず、 法第三條の第二項の 規定が適用される 最高限度を超える 建築物の建築替えに ついては、 当該建築物の高さを 超えない範囲内とする。	(一) 前号の十九m 規定にかかわらず、 法第三條の第二項の 規定が適用される 最高限度を超える 建築物の建築替えに ついては、 当該建築物の高さを 超えない範囲内とする。	(三) 法第五十九條の規定は適用しない。 物の高さを超えない範囲内とする。
--	--	--	--	--

